

性差別や人権侵害等のない、女性が安心して参画できる議会にすることを求める決議

過日の東京都議会における性差別やじ問題により、日本の議会において同様の性差別言動があることが明らかになった。これらは女性に対する性差別、人権侵害であり、議会の品位をもおとしめるものである。

日本の地方自治体議会においても、性差別や人権侵害等のない、女性が安心して参画できる議会にする方策が必要である。

列国議会同盟（I P U）は2012年10月26日、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を全会一致により採択した。参加各国には、可能な限りその周知を図り、国レベルでこれを実施することを強く要請されている。しかし、日本では議会への周知や広報もほとんどなく、取り組みもなされていない状況である。

よって、本市議会は、特に全国市議会議長会に対し、早急に全ての自治体議会において、上記行動計画に基づく方針に取り組み、議会が襟を正す姿勢を市民に示せるよう、下記の対応を求めるものである。

記

- 1 議会会議規則に、「人権侵害・差別的言動をしてはならない」旨の項目を追加するよう、議長会として見解を示すこと。
- 2 全ての議員や議会事務局が、あらゆる形態の差別や性的嫌がらせを含むハラスメントのない環境で仕事ができるよう行動規範を定め、国際基準である「ジェンダーに配慮した議会」への認識を深めるための研修等を行うこと。
- 3 議会会議規則の会議欠席理由に「産休」を含め、母体保護のため前後16週の産休を認めるよう、議長会として見解を示すこと。

上記、決議する。

平成26年9月30日

三 鷹 市 議 会